

半田市障がい者訪問入浴サービス事業実施要綱

(趣旨)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項に規定する地域生活支援事業のうち、障がい者訪問入浴サービス事業の実施については、半田市障がい者地域生活支援事業実施要綱に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、半田市とする。

2 市長は、この事業の実施について、適切な事業運営を行うことができると認められる事業所等のうち、あらかじめ市に登録された半田市地域生活支援事業サービス提供事業者（以下「事業者」という。）に行わせることができる。

(事業の内容)

第3条 この事業の内容は、浴槽及び入浴設備を備えた車両により、身体障がい者の居宅を訪問して行われる入浴の介護とし、一週間に2回の利用を限度とする。ただし、夏季（6月から9月まで）については、一週間に3回の利用を限度とする。

(利用対象者)

第4条 対象者は、市内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳に記録されている者で、訪問入浴サービスを利用しなければ入浴が困難な在宅の身体障がい者とする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する要介護者又は要支援を受けている者及び介護認定の申請ができる者を除く。

2 前項の規定にかかわらず、成人と同様な体格であって、居宅介護等他の施策を利用しても入浴が困難な在宅の障がい児については、訪問入浴サービスの対象者としてすることができる。

(サービスに要する費用)

第5条 第3条に規定するサービスの利用に要する経費は、1回あたり12,600円とする。

(利用者負担)

第6条 利用者は、前条に規定する費用から半田市障がい者地域生活支援事業実施

要綱第 1 1 条に規定する地域生活支援給付費を控除した額を事業者に支払うものとする。

(雑則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 4 月 9 日から施行し、平成 2 0 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 7 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。